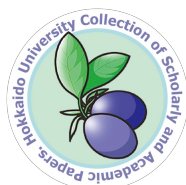




HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	2025年の最低賃金の地方審議について：発効日の後ろ倒しと知事の関与の分析
Author(s)	安部，由起子；大井，方子；虞，尤楠
Citation	Discussion Paper, Series B, 220, 1-37
Issue Date	2026-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/98832
Type	departmental bulletin paper
File Information	DPB220.pdf



Discussion Paper, Series B, No.2026-220

2025 年の最低賃金の地方審議について
－ 発効日の後ろ倒しと知事の関与の分析

安部由起子
大井方子
虞尤楠

2026 年 2 月

北海道大学大学院経済学研究院

060-0809 札幌市北区北 9 条西 7 丁目

2025 年の最低賃金の地方審議について－発効日の後ろ倒しと知事の関与の分析

安部由起子
北海道大学

大井方子
高知県立大学

虞尤楠
長崎県立大学

2026 年 2 月

要旨

2025 年の地域別最低賃金の審議では、新たな最低賃金が効力を発する日（発効日）の後ろ倒しをした地方審議会が多数に上った。本稿の目的は、（１）2025 年に発効日の遅れに伴って生じた影響を、都道府県別の発効日や最低賃金の引き上げ額の統計的分析を通じて整理する、（２）2024 年以降特に注目されるようになった一部の都道府県知事による地方最低賃金審議への関与志向（時には「知事による（政治）介入」と表現される場合もある）が、審議結果とどう関連したのかを検証する、の 2 点である。分析の結果、以下の 3 点がわかった。第 1 に、発効日の後ろ倒しは、答申日（地方審議会が引き上げ額や発効日を労働局長に答申する日）が遅いほど行われていた。答申日が 1 日遅いと、後ろ倒しが 1 日長くなっていたが、これは答申日が 8 月下旬以降であると、1 日の答申の遅れに対して 2 日の後ろ倒しであったことによっている。第 2 に、答申日が遅いほど目安への上乗せ額も高くなっていた。答申日が 1 日遅いと、0.1-0.16 円上乗せ額が上がっていたが、これについても 8 月下旬以降の答申で影響が大きく、その頃の答申については 1 日あたり 0.6 円程度の上乗せになっていた。第 3 に、知事の関与的姿勢は、上乗せ額を高く、発効日を遅くする傾向があった。知事が関与的姿勢をみせていた県では、他の地域と比較して、4 円程度の目安割れ（2025 年 10 月から 2026 年 9 月の 1 年間の時給に換算して目安に届かない金額）につながっていた。

1. 導入

2025 年の地域別最低賃金の審議では、新たな最低賃金が効力を発する日（発効日）の後ろ倒しをした地方審議会が多数に上った。例年であれば 10 月初旬、遅くとも 10 月末までに発効する都道府県が大半であったところ、2025 年については、10 月に発効したのは 20 都道府県にとどまり、残り 27 の府県では発効が 11 月以降となり、6 県については翌年 1 月以降の発効となった¹。中でも秋田県と群馬県については、発効が 2026 年 3 月と、例年の 10 月初旬と比べると半年近くも遅くなっている。2025 年の最低賃金については、中央最低賃金審議会が出した引き上げ額の目安が 63 円（A ランク・B ランク）、64 円（C ランク）と過去にない高額であった。その一方で、発効日が遅くなることは、その高い目安額の賃上げが、発効日まで持ち越されかねないことを意味する。実質賃金上昇率マイナスの状況が続いているが（2025 年 1 月から 11 月まで連続でマイナス、11 月については速報）、最低賃金引上げの影響が 10 月から出ていない地方が多数あることは、実質賃金上昇の遅れとも関連しているかもしれない。さらに、半年近い発効日の遅れは、たとえば 2025 年 10 月から 2026 年 9 月の期間で評価すると、一部の地方では目安ほどに最低賃金が上がっていない「目安割れ」の状況にあることも意味する（本稿 2 節参照）。

本稿の目的は、以下の 2 点である。第 1 は、発効日の遅れが 2025 年 10 月から 2026 年 9 月の間の時給単位の最低賃金に与える影響を、都道府県別の発効日や最低賃金の引き上げ額の統計的分析を通じて整理する。第 2 は、2024 年以降特に注目されるようになった、一部の都道府県知事による最低賃金審議への関与志向（時には「知事による（政治）介入」と表現される場合もある）が、審議結果に何らかの形で関連しているかを検証する。これらの分析は、最低賃金のあり方・決め方を検討するうえで示唆があると考えられる。またこれらは比較的最近の動きであり、これらの点について統計的に分析した先行研究は、筆者らの知る限り、存在しない。

本稿は、知事の関与的姿勢（もしくは、介入）の因果的効果を計測しようとするものではないし、またそれができるとも考えていない。そもそも、知事の関与的姿勢といっても、個別の知事によってその在り方はさまざまである。本稿では主として朝日新聞社が実施した最低賃金に関する都道府県知事アンケートへの回答を基準に「知事が最低賃金に関与しようとしている姿勢」を判断しているが、関与的な姿勢がみられるとした 11 知事の間でも、たとえば、地方審議会に対する意見書の提出の有無、地方審議会での意見陳述の有無、知事記者会見での最低賃金への言及の頻度やその内容、において違いがある。朝日新聞のアンケート結果から筆者らが「関与的な姿勢」と判断した場合であっても、これらが全くないケースもあれば、複数当てはまる場合もある。

またたとえば、観察されない都道府県の経済情勢と知事の関与的姿勢が関連する場合には、そもそも因果的効果の計測は不可能である。たとえば知事介入に目立った影響が無いという結果が出たとして、それは因果効果が無いことを必ずしも意味しない。もし、知事

¹ 2023 年・2024 年ともに、最低賃金の地方審議はそれまでには無かったことが連続して起きたといえる。2023 年には、上乗せが 24 県にのぼり、そのうち 12 の県が 5 円以上の上乗せを行なった。2014 年から 2022 年にかけて、上乗せが行われた場合には 90.1%が、2 円以下の上乗せであったことと比較すると、5 円以上がこれだけの数の県に上ったことは大きな変化であった。さらに 2024 年には上乗せを行なった県は 27 に上り、中でも徳島県が 34 円の上乗せを行なった。

の関与の強い県ではそれが薄い県と比較して、最低賃金が上がりづらい事情があり、それに呼応して知事が最低賃金を上げる方向での発信等を行い、実際その関与によって最低賃金が上がった（知事の介入による因果的効果が存在する）にしても、結果をみれば関与が無いが最低賃金が上がりやすい地域（たとえば使用者側も最低賃金を上げることが必要と考えている地域）の結果と、引上げ額の結果はそれほど変わらない、ということはある。言い換えると、知事の関与の無い・弱い地域が、関与のある地域の「コントロール・グループ」となり得るかどうかは、疑問が残るわけである。本稿の分析はあくまで、知事の関与的姿勢が審議結果とどのような関連をもっているかを報告するものである。

本稿で得られた主な結果は以下のとおりである。第 1 に、発効日の後ろ倒しは、答申日（地方審議会が引き上げ額や発効日について労働局長に答申する日）の遅いほど、長くなっていた。答申日が 1 日遅いと、意図的な後ろ倒し（法定で最短の発効日と比較から起算して発効日を後ろ倒ししている日数）が 1 日長くなっていたが、これは答申日が 8 月下旬以降であると、1 日の答申の遅れに対して 2 日の後ろ倒しとなっていたことによる部分が大きい。第 2 に、過年度でも生じていたことではあるが、答申日が遅いほど目安への上乗せ額も高くなっていた。答申日が 1 日遅いと、0.1－0.16 円上乗せ額が上がっていたが、これについても 8 月下旬以降の答申ではより影響が大きく、その時期に答申が出たケースでは 1 日の遅れに対し 0.6 円程度の上乗せになっていた。第 3 に、知事の関与的姿勢は、上乗せ額を高く、発効日を遅くする傾向があった。知事が関与的姿勢をみせていた県では、他の地域と比較して、4 円程度の目安割れ（2025 年 10 月から 2026 年 9 月の 1 年間の時給に換算して目安に届かない金額）につながっていた。

2. 審議遅れと発効日後ろ倒しの分解

答申の遅れは、発効の遅れにつながる。制度上、地方審議会が最低賃金の引き上げ額等の答申を行って以降、答申の日から異議申出を 2 週間受け付け、その後、提出された異議を審議する審議会（異議審）が開催される。その審議会でも再度審議することがなければ（再審議になることはまずない）、その後の公示期間を経て発効とすることが、最短の発効日程である（これを以下では、「法定で最短の発効」と呼ぶ）。この日程自体は例年地方審議会に伝えられており、答申日と法定で最短の発効日の関連は地方審議でも意識されている。

一方で例年、全国最下位を避けるために、他県の審議結果を見たうえで自県の答申を出す（自県が全国最下位にならないように引き上げ額について目安への上乗せを行なう）、という行動がいくつかの県でとられていた。これは、「後出しじゃんけん」とも表現され、答申の遅れにつながっていた。答申の遅れは、法定で最短の発効を全地方が採用する場合、発効日の遅れに直結する。それが、2024 年までの状況であり、特に 2023 年と 2024 年については一部の県について答申の遅れが顕著であった。

ところが 2025 年には、2 つの意味で地域別最低賃金の発効日について異変が起きた。第 1 に、2024 年までにもあった「後出しじゃんけん」と似た部分もあるが、2025 年は地方審議の日程が例年よりも後ろ倒しになった。原因の一つは、中央最低賃金審議会の答申が遅れ、地方審議会への目安伝達が遅れたことである。地方によっては、目安が出ない状況で審議を始めたところもあった。10 月初旬の発効のためには、8 月上旬までには答申を出す必要がある。さらに、8 月半ばのお盆の期間には審議会はあまり開かれない。そのため、

8月上旬までに地方審議会が答申を出さなかった地方では、8月下旬以降にそれがずれ込むことになった。2025年度には8月8日までに答申が出たのは13都道府県だけだった。22府県については、答申が8月21日以降であり、そのうち7県については9月であった。そのような答申の遅れは、それだけで発効の遅れにつながる。

第2に、2025年に発効日が遅れたのは、答申日が遅れたことだけが理由ではない。2025年8月の中央最低賃金審議会の公益委員見解に、「最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。」(中央最低賃金審議会 2025、p.11)との文言が盛り込まれた。発効日についての公益委員見解での明示的言及は、例年にはなかったことである。このことを原因として、2025年度に多くの地方で、発効日が法定最短の発効日より後ろ倒しされた。

本節では、2つの理由(答申の遅れ、意図的な発効日の後ろ倒し)による発効日の遅れが、それぞれの程度であったか、またそれが最低賃金の年間(2025年10月1日から2026年9月30日の間)通しての額にどう影響したかを数値的に計測する。安部(2025)では発効日の遅れを時給換算する手法(発効が遅れた場合に1年間通しての時給が減額になる度合いを計測する)を導入したが、その考え方を踏襲したうえで、2025年の地域別最低賃金が10月1日発効で目安と同額の引き上げであった場合と比較して、(1)答申日の遅れに起因する時給の低下、(2)法定最短での発効以降に発効日を意図的に後ろ倒ししたことによる時給の低下、(3)目安への上乗せ、による3つの効果に分解する。その計算のためにまず、以下の仮定を置く。

仮定 1. 時給が最低賃金と同額であり、かつ、発効日に賃金が上がる(発効日までは、昨年度の最低賃金)²。

仮定 2. 2025年10月1日から2026年9月30日までの期間についての、1年間にならした時給を計算する。計算は日割りで行なう。

仮定 3. 時間を通じての割引は行なわない。

さらに以下では、 α を目安額、 β を目安への上乗せ額、 γ を旧最低賃金である期間の1年の日数に対する割合、 H を年間労働時間とする。10月1日に発効で目安と同額の引き上げで上乗せがゼロの場合の、翌年9月30日までの年収は以下になる³：

$$(w + \alpha) \times H. \quad (1)$$

² この仮定は、発効日に賃上げがあるとの仮定だが、実際の賃上げタイミングについても検証が必要かもしれない。

³ 本稿では2025年10月1日から2026年9月30日の間の年収を時給換算している。この期間を取ったのは、発効が最も早かった栃木県が2025年10月1日に発効したので、その日を始点にして47都道府県を比較するためである。2026年度以降の発効日の扱いがどのようなのかは、この原稿が書かれている段階では具体的なことは公表されていない。一方でたとえば本稿の付録に掲載している2025年8月の埼玉専門部会の議事録によると、2026年度以降どうなるのかについて、埼玉の委員の解釈は分かれていた。おそらく他の地方審議会でもその点の理解はさほど変わらないのではないかと想像される。

発効日が数週間遅れて、発効日に賃上げがあるとすると、発効日までは、 w の賃金であり、その後は、 $w+\alpha+\beta$ の賃金となり、翌年の9月30日までの年収は以下になる：

$$\begin{aligned} & \gamma wH + (w+\alpha+\beta)(1-\gamma)H \\ &= (w+\alpha)H + [(1-\gamma)\times\beta - \alpha\gamma]\times H. \end{aligned} \quad (2)$$

式(1)、(2)を比較して、目安(α)の金額の引上げが10月1日に発効した場合と比較して、年収が高くなる金額は、以下になる：

$$[(1-\gamma)\times\beta - \alpha\gamma]\times H \quad (3)$$

もし式(3)がマイナスの値をとれば、10月1日に目安通りの発効であった場合よりも年収が下がることになる。時給に換算すれば、

$$(1-\gamma)\times\beta - \alpha\gamma \quad (4)$$

円が、目安を超えた引上げ額となる。(4)式の値がマイナスの場合、目安ほどには最低賃金が上がらない、「目安割れ」が生じていることになる。

さらに、目安込みで前年に比較して何円、時給が上昇したかは、目安額 α とこの目安を超えた引上げ額を足して求めることができる：

$$(1-\gamma)\times(\alpha+\beta) \quad (5)$$

後述するように、上記の γ は、2025年10月1日以降の1年間のうちどれだけの期間(1年に対する割合)が、最低賃金が前年の金額のままであるか、という比率である。本稿ではこの期間を、以下の2つに分解する：

(1) 答申日から法定で最短の発効日を想定した場合に、答申の遅れによって遅れる部分(この部分を γ_R と置く)、

(2) (1)の最短の発効日から後ろ倒しされている部分(この部分を γ_I と置く)

このとき $\gamma = \gamma_R + \gamma_I$ である。上記(4)式は以下のように書き直すことができる：

$$\begin{aligned} & \beta - (\gamma_R + \gamma_I)(\alpha + \beta) \\ &= \beta - \gamma_R(\alpha + \beta) - \gamma_I(\alpha + \beta) \end{aligned} \quad (6)$$

(6)式の2行目の3つの項はそれぞれ、(1)目安への上乗せ(β)、(2)答申の遅れによる減額($-\gamma_R(\alpha + \beta)$)、(3)意図的な発効日の後ろ倒しによる減額($-\gamma_I(\alpha + \beta)$)、に対応する。これらと、発効日の遅れにつながった審議の遅れの日数と後ろ倒しの日数、および、目安を超えた引上げ額を47都道府県について示したのが、表1である。表1は、目安と比較した上り幅が低い順に都道府県を並べている。さらに表1では本稿の関心の一つである「知事が関与的姿勢を示している」(次節に定義を説明)地方をハイライト表示してある。

目安への上乗せ β は最低賃金を上げる効果をもつものの、答申の遅れや意図的な後ろ倒しは目安の α に対応する上昇が発効日まで実現しないことを意味する。そのような発効日の遅れの影響を加味すると、実際には目安に届かない引き上げであった地方は 32 府県に上り、(6) 式の平均値(加重無し)は-2.6 円となる。この-2.6 円のうち、審議の遅れによる部分の平均は-3.0 円、意図的な後ろ倒しによる部分は-5.0 円、それらに対して目安への上乗せが 5.4 円あった状況であった。

2025 年は 63 円(A・B ランク)・64 円(C ランク)という高い目安額が出たわけだが、結果として上記の計算方法によれば目安を下回る地方が数にして半分以上を占めた。これは過年度にはなかったことである。

意図的な後ろ倒しの状況を図示したのが、図 1 である。図 1 では、最低賃金のランク(A から C) 別に、横軸に答申日(8 月の場合は 8 月の日付、9 月の場合は 8 月 1 日からの日数)をとり、縦軸に意図的な後ろ倒しの日数をとっている。意図的な後ろ倒しが突出して長いのは秋田と群馬であり、またランク A では意図的な後ろ倒しをした地方は少ない反面、ランク C では大半がそれを行っていることがわかる。

上乗せ額(上記 β) の分布を示したのが図 2 である。この図でも、最低賃金のランク別に、横軸に答申日を取り、縦軸に上乗せ額をとっている。2023 年度以降の傾向ではあるが、C ランクの県と B ランクの一部の県で上乗せ額が高くなっている。また、答申日が遅いほど、上乗せ額も高くなっている。

(4) 式は、発効が遅れることに對し一定額の上乗せをしなくては年収が下がってしまう、と解釈することも可能である。つまり、(4)式がゼロになるような(年収の低下が無いような) β の値を求めれば、その金額が発効の遅れを補うために必要な上乗せ額ということになる。以下の β_n が、遅れが γ であるときに必要な上乗せ額となる：

$$\beta_n = \frac{\gamma}{1-\gamma} \alpha$$

実際の上乗せが β_n を下回ると、目安ほどに最低賃金が上がっていない、「目安割れ」の事態になる。2025 年の各地方の発効日の遅れ(答申日の遅れと意図的な後ろ倒しのそれぞれ)について必要な上乗せ額と、実際の上乗せ額を、表 2 に示している。

法定発効であった都道府県は 21 である。つまり、残り 26 の地方は意図的な後ろ倒しを行なったことになる⁴。また上乗せ額に関しては、答申日の遅れを原因とした発効の遅れを補償するのに必要な上乗せ金額が、実際の上乗せ+1 円を上回るケース、つまり答申の遅れの部分さえ上乗せによって補償しきれていない県が 9 府県ある⁵。

⁴ この点について、以下の変則的事情があった。本稿の考え方は、意図的な後ろ倒しとは、法定で最短の発効より何日遅いかによって計算するのが原則である。法定発効より遅く発効することは、「指定発効」と呼ばれている。滋賀・香川の 2 県は法定で最短の発効日より 1 日遅い発効、静岡はそれよりも 8 日遅い発効であったが、それでもこの 3 県は答申では「法定発効」となっている。これは、異議を審議する審議会(異議審)の日程が迅速に組めない場合、発効日が遅くならざるを得ないが、その理由による発効日の遅れは「指定発効」とはならず、法定発効となるためである。本稿のデータ上は、この 3 県の意図的な後ろ倒し日数はゼロとし、この 3 県の遅れの日数はすべて「審議の遅れ」とカウントした。一方で、鹿児島は法定で最短の発効よりも 3 日遅れでの発効であるものの、「指定発効」として答申が出されている。

⁵ ここで「実際の上乗せ+1 円」を基準としている理由は、数日の答申の遅れによっても 1 円未満の補償は必要になるのだが、それは誤差の範囲内と判断しているためである。

最低賃金を決定するにあたり、地方審議会がとりうる手段は、2025 年の場合には β と γ であった。そのため本稿 3.2 節では、 β と γ に係る変数を被説明変数とした回帰分析を行なう。最低賃金引上げの決定にあたり、実際には $w + \alpha + \beta$ の適正な水準を念頭に置く場合も多いであろう。たとえば本稿で注目しているのは知事の関与的姿勢であるが、それは多くの場合、知事が自県の最低賃金の水準 (w) が低いと判断する問題意識を主な理由としている。一方で目安 α については、上昇率（生計費の基準としての物価上昇率、賃金上昇率等）に基づいた議論が主である。しかしたとえば、 w の水準が適切な水準よりも「低すぎる」場合、物価や賃金の上昇に照らして適切な上昇率を反映した α だけの引上げを行なったとしても、最低賃金は依然低すぎるままであろう。前年の最低賃金 w の水準がそもそも適切でない場合、それを β によって是正することは行なわれうる。実際、以下のケースは自県の最低賃金の水準の補正のために β が用いられたと解釈できよう。第 1 は、徳島県による 2024 年度に 84 円の引上げ（50 円の目安と 34 円の上乗せ）である。この上乗せは、当時の w の水準が他の地方との比較で低すぎるので 34 円の上乗せをしたという理由付けであった（徳島地方最低賃金審議会 2024）。第 2 は、茨城県での 2025 年以降の引上げについての合意である。それは、同県の最低賃金が 2024 年時点であるべき水準よりも 35 円低くなっているという認識のもと、2030 年くらいまでに国の目安に毎年 5-7 円を上積みして解消することを目指すという共通目標を、県・連合茨城・経済 4 団体で合意したものである（日本経済新聞 2025a、2025b）。これも、複数年かけて β を使いながら、最低賃金の水準を調整することと解釈できる。第 3 は、知事の関与は無かったケースであるが、2025 年の高知県の審議で、今後複数年をかけて賃金の中央値の 6 割に到達する目標として上乗せ額を決めた（高知地方最低賃金審議会 2025）ことである。この引上げも、 β を使って将来の最低賃金の水準を補正することと解釈できる。一方で、「物価上昇率が $g_1\%$ だから最低賃金の上昇率は $g_2\%$ であるべき」といった議論は、上昇率に関する議論であって、そうやって決まった適切な上昇率だけ最低賃金を上げたとしても、個別の地域の w の水準が低すぎる問題は是正されない。

3. 知事の関与への志向と、審議結果の分析

2024 年度の最低賃金の審議以降、都道府県知事の地方審議への「関与」は特に注目を集めるようになった。それまでもいくつかの県では、知事が自県の最低賃金の水準や決まり方について発信をしたり地方審議会に意見書等を提出したりしてきていたが、2024 年に大幅な上乗せ（目安 50 円に対して 34 円の上乗せ、全体で 84 円の引き上げ）を決定した徳島において、県知事の発信が強かったことが、全国的に注目を集めた。

都道府県知事は公労使の委員で構成される地方最低賃金審議会のメンバーではないし、地方審議に知事や都道府県がかかわる仕組みは制度上存在していない。そのこともあり、知事が金額（と発効日）の審議に対して発言・発信する度合いには、都道府県間でばらつきがある。そのことを端的に示しているのが、2025 年 6 月に朝日新聞社が実施した「最低賃金に関する都道府県知事アンケート」（以下、「朝日新聞アンケート」、各知事の回答は 2025 年 7 月 5 日に電子版（朝日新聞デジタル 2025）に掲載された）である。本節では、知事の「関与的姿勢」が上乗せ額・答申日・答申日の遅れを加味した最低賃金の金額にどう影響したかを検討する。知事の「関与的姿勢」を複数の指標をもとに定義したうえで、それと審議結果とがどう関連したかを数値的に確認する。結果としては、2025 年の審議結

果について、知事の関与的姿勢は最低賃金を上げる結果にはなっていない。むしろ、発効日が外れ値ともいうべき 2026 年 3 月となった 2 県（秋田・群馬）では知事の関与的姿勢があったのであるが、この 2 県については発効日の遅れによる減額を加味すると、最低賃金は目安を大きく下回る引上げにとどまったという結果も出ている。

3. 1 知事の姿勢の定義

知事が最低賃金の金額に関与しようとする意図の度合いを定義するにあたり、具体的には以下のいずれかの条件を満たす場合に、「知事が関与に前向き」場合を定義する：

- (1) 朝日新聞アンケートの「知事が最低賃金の審議に関与することについて、どう考えますか？」という設問に対し、「知事が関与できる仕組みを検討すべき」と答えた（群馬、徳島、佐賀）。
- (2) 朝日新聞アンケートにおいて、2025 年 6 月当時の自県最低賃金の水準が「低い」と答えた（青森、岩手、秋田、茨城、群馬、埼玉、福井、佐賀、沖縄）。
- (3) 朝日新聞アンケートとは別に、最低賃金専門部会議事録・県知事記者会見・新聞報道で、知事のそのような姿勢が報道されている（山梨）⁶。

上記のいずれかを満たすという意味で、2025 年時点で「知事が最低賃金の関与に前向き」と定義される地方は、全国で 11 県であった（青森、岩手、秋田、茨城、群馬、埼玉、福井、山梨、徳島、佐賀、沖縄）。

上記の基準のうち、「知事が関与できる仕組みを検討すべき」と回答している場合に知事が関与に前向きであることは異論がないだろう。一方で、「自県の最低賃金が低い」ということがただちに関与に前向きか、といえそうとも言いきれないかもしれない。この点については、以下のように判断した結果である。

朝日新聞アンケートにおいて、当時の自県の最低賃金が「高い」と答えた知事はいない。

⁶ 山梨県については、2025 年 10 月時点で、朝日新聞アンケートの回答時点（2025 年 6 月）とは知事および県の方針が変化しているとのことである（山梨県庁と筆者との意見交換に基づく）。そこで山梨県については朝日新聞のアンケート結果ではなく、以下の公開資料・報道の内容から、「関与の意向がある」のグループに含めることが適切と判断した。第 1 は、山梨県最低賃金専門部会（2025 年 8 月 21 日）における議論である。この会議の議事録から、山梨県の長崎知事が 2025 年 8 月 19 日に山梨労働局長宛に提出した文書に関する専門部会の議論が読み取れる。その日の議論の中で使用者側委員は知事の文書について、「政治的介入」という言葉を使っている（ただしこれは、知事による働きかけだけでなく、中央最低賃金審議会に対して行われた政治介入のことも含んだ言及であるとも読み取れる）。一方、労働者側委員からは「（知事の文書は）労働者側からはありがたい」という趣旨の発言があった。第 2 は、知事記者会見（2025 年 8 月 19 日）の記録である。その記者会見では知事が労働局長に対して行った要請について詳細に説明されているが、記者からの「少なくとも目安を上回る最賃の上げというのを知事は求めていると捉えて間違いないでしょうか。」との質問に対し、知事は「目安以上です。」と回答している。第 3 は、山梨県の長崎知事の日本経済新聞のインタビュー（日本経済新聞 2025c）の内容である。その中で知事は、「政治介入と批判する声があるが、これまでの最低賃金審議会は物価高で厳しい県民生活への責任を果たしていないではないか。」「科学的手法に基づく決定であれば政治介入はできない。」とコメントしている。

全員、「妥当」「低い」「その他」のいずれかである。公労使の審議を尊重すべきと答えていても、ならば公労使の審議会が決めた金額が「妥当」と考えるかといえ、そうは答えなかった知事もいる。ここでは、「公労使の審議を尊重すべき」等と答えたにしても、自県の最低賃金を妥当とせず「低い」と答えた知事については、関与への志向があると判断した。実際、上記（２）に該当し（１）に該当しない県の多くでは、知事が最低賃金に関してさまざまな発信・発言を行っており、それは関与的姿勢とも判断しうる。具体的には、審議会への意見書の提出（岩手、茨城、山梨、佐賀）、知事が審議会に出席して意見陳述（茨城）、県職員が審議会に出席して意見陳述・意見交換（秋田、福井）、知事が使用者・労働者・審議会の関係者等との意見交換、「お願い」（福井県知事の記者会見での表現）等を実施（茨城、福井）、などがある⁷。

本稿の関心は、このような知事の姿勢が、2025 年の地域別最低賃金の決定結果（金額と発効日）とどう関連しているか、である。関与の志向のある知事は自県の最低賃金が低いという問題意識をもっているケースが大半なので、それが最低賃金引上げ（目安を超えた引上げ）につながっているのかどうか、また発効日後ろ倒しとの関係はどうか、を中心に検討する。

表 1 では、関与的姿勢をもつ知事の県をハイライト表示している。目安を超えた引上げ額の順に並べてある表 1 において、目安割れの金額が最も大きい 4 県はすべて、知事が関与的姿勢をもっていた。また同じく知事が朝日新聞アンケートで自県の最低賃金を「低い」と答えた埼玉・沖縄も、5 円程度の目安割れである⁸。ただ特徴的なのは、表 1 において中間的なところに位置している地方に、関与的姿勢を示した知事が少ないことである。目安割れが大きな地域の知事が関与的姿勢であったことも事実である一方、知事が関与的な姿勢である県の中には、発効日の後ろ倒しがあるけれどもそれを補償する・補償して上回る高い上乗せが行なわれた県（佐賀・青森・岩手）もあるし、後ろ倒しは無く 6 円の上乗せを行ないかつ答申日も早かったために目安を上回った県（茨城・福井）もある。総じて、知事が関与的姿勢を示した県は、目安を上回る引上げ額を基準にみると、大きな目安割れのケースと目安越えのケースに分かれており、中間的なところが少ない。

3. 2 回帰分析

回帰分析の定式化

本節では、審議の結果が答申日・知事の姿勢・最低賃金ランク・過去の上乗せとどのように関連しているかを、回帰分析により検討する。11 県のなかで、法定最短の発効（答申日から起算して最も早い発効日での発効）であったのは、茨城・福井のみであった。そのほかはすべて、11 月以降であり、しかも、2 節で示された「意図的な後ろ倒し」が、全体の中央値である 20 日よりも長くなっていた。つまり 2025 年については、知事が意見を表明する姿勢を示していたことは、「発効日の遅れ」につながっていそうである。

答申日、意図的な後ろ倒し、目安への上乗せ、発効日を考慮して目安にどれだけの上乗

⁷ 一方で、青森・埼玉・沖縄の 3 県については、こういった県知事・県職員と審議会やその関係者とのやりとりは、審議会・専門部会の議事録や知事記者会見からは確認されなかった。

⁸ ただし、埼玉と沖縄の知事は自県の最低賃金が「低い」と答えてはいるものの、審議会への働きかけや知事記者会見での最低賃金への言及はほとんど無く、「関与の志向がある」知事の中ではその傾向は弱いほうである。

せになったか、を回帰分析で確認するために、以下の定式化を用いる：

$$\text{答申日}_j = \beta_0 + \beta_1 \text{知事関与}_j + \beta_2 \text{ランクダミー}_j + \varepsilon_j, \quad (7a)$$

$$y_j = \beta_0 + \beta_1 \text{答申日}_j + \beta_2 \text{知事関与}_j + \beta_3 \text{ランクダミー}_j + \beta_4 \text{上乗せ累計額}_j + \varepsilon_j. \quad (7b)$$

式(7a)と(7b)で j は都道府県のインデックスである。式(7b)の y_j は審議の結果の変数であり、具体的には(1)意図的な後ろ倒しの日数、(2)目安への上乗せ金額、(3)意図的な後ろ倒しによる減額、(4) 目安を超えた引き上げ額（マイナスの場合は目安割れ額）、である。答申日は県 j の答申日（8月の場合は8月の日付、9月になった場合には2025年8月1日からの日数で計算する）、上乗せの累計額については、2015年から2023年までの累計額と2024年の上乗せ額の2変数を用いる。この理由は、2024年は上乗せ額にそれ以前よりは大きな地域差がみられたことから、2025年の上乗せに前年の影響があったかどうかを確認するためである。

2024年度以前にも、「全国最下位」を避けるために他の地方審議会の答申結果が出てから自県の答申を出す傾向がいくつかの県であり、そのために答申日が遅くなる傾向があった。2025年は発効日についてもそれに近い状況があったのかもしれない（図1）。もっとも、後ろ倒しの日数が100日を超えた秋田や群馬の答申日が一番遅かったわけではない（秋田の答申は8月25日、群馬の答申は8月26日）。その一方で、答申が8月25日以降になった県ではすべて、意図的な後ろ倒しが行われていた。この、答申日が遅いと意図的な後ろ倒しが行われていることをとらえるために、式(7b)の推計にあたり、答申日が8月21日以降である場合に傾きに変化するスプライン変数を導入した回帰分析も実施した。また、知事が関与的姿勢を示していた県のうち、後ろ倒しが突出して長かった秋田と群馬、および、後ろ倒しが無かった茨城と福井の4県を除いた推計も行った（表5－表8の(6)-(12)列目）。これは、知事が関与的姿勢を示した場合には、目安を超えた引上げ額については二極化が起きていることから、極端なケースを除いた場合には知事の姿勢の影響がどう評価できるかを検証するためである。

式(7b)を、都道府県のウェイトを付けずに最小二乗法を適用する場合と、最低賃金の全国加重平均を計算するときに用いられる適用労働者数でウェイト付けした加重最小二乗法の場合の、両方の推計を行なった⁹。本稿では、金額にかかわる被説明変数（上乗せ額、目安を超えた引上げ額、それを導出するために用いられる後ろ倒し日数等）の回帰分析については、ウェイト付けをする推計がより望ましいと判断している。その理由は、最低賃金の全国平均値を求める場合にはウェイト付け集計をすることが行われており、それに準じた扱いはウェイト付けをする集計だからである。一方、金額以外の変数の分析（答申日、知事が望ましいと考える政策）については、ウェイト付けをしない集計が適当と判断した。記述統計量が表3に示されている。

回帰分析結果

まず、(7a)の答申日に関する回帰分析結果であるが、知事の姿勢と答申日は特段の関係はない。また、ランク別では、B・Cランクの答申日が遅い時点となっている。BランクはAランクより6日程度、Cランクは15日程度遅くなっている。最低賃金の高いAランクの

⁹ 各都道府県の適用労働者数でウェイト付けしない結果は、表A1から表A4に示されている。

地域は早々と答申を出す一方、自県の最低賃金が全国最下位になるかもしれない危機感のある地域は、他地域の答申をみて自県の引き上げ額を決めようとする傾向があり、答申が遅くなりがちである。

次に(7b)の推計結果が、表 5 から表 8 に示されている。表 5 は、意図的後ろ倒しの日数を被説明変数とした結果である。ここでは、後ろ倒しは答申日が遅いことが大きく影響している。そもそも、答申日が 8 月 8 日以前であった 13 地域について、意図的な後ろ倒し（以下、後ろ倒し）があったのは埼玉（8 月 8 日答申、28 日の後ろ倒し）、奈良（8 月 8 日、43 日の後ろ倒し）の 2 県だけであった。一方で、答申日が 8 月 21 日以降であった 22 県のうち 19 県では後ろ倒しが行われており、そのうち 17 県では 25 日以上後ろ倒しがあった。

表 5（適用労働者数でウェイト付けをした集計）によれば、発効日の意図的後ろ倒しは、答申日と強く関連しており、答申が 1 日遅れると 1 日程度後ろ倒しが行われていた。この影響は主に 8 月 21 日以降の答申日である場合であることがはっきりする（表 5、列(4)-(6)と(10)-(12)）。答申日の係数は、8 月 21 日以降の答申についてのスプライン変数を導入すると 0.5 程度まで低下し、答申が 8 月 20 日を過ぎると、答申が 1 日遅くなると後ろ倒しが 2 日かそれ以上長くなる。これは上述の、遅い答申日であると長めの後ろ倒しを行っていたことを回帰分析の係数で確認したものとなる。

知事の関与的姿勢の効果であるが、後ろ倒し日数については、47 都道府県の推計では、知事の関与的姿勢は後ろ倒しを 28 日程度増やしていた。4 県を除いた集計では 20 日程度である。とはいえ、47 都道府県の場合と、極端な 4 県を除いた 43 都道府県の場合の両方で、知事の関与的姿勢は統計的には有意に、意図的な後ろ倒しを長くしていた。ランクダミーや過去の上乗せ累計額、2024 年の上乗せ額の係数は大きな影響はない。

表 6 に、目安への上乗せ額を被説明変数とした場合の結果を示す。意図的後ろ倒しと同じく、答申日の影響が大きい。答申が 1 日遅くなると、0.16 円上乗せ額が上がっている（ランクダミーや過去の上乗せ累計変数を加えた場合、列(2),(3),(8),(9)）。ここでも 8 月 21 日以降の答申である場合の影響が顕著で、その場合答申が 1 日遅れると 0.6 から 0.8 の上乗せになる反面、それより前の時期の答申については答申日の係数はゼロに近くなり、その時期に遅い答申が上乗せ額を上げたという影響は見られない。ランクダミーについては、ランク C の係数が 6-10 円程度になっており、上乗せはもっぱらランク C の県であったことがわかる。また、ランク C の県は過去に上乗せを行ってきた県でもあるので、過去の上乗せ額の累計と 2024 年の上乗せ額を含めた推計では、過去の上乗せ額の係数が 0.5 程度となり、その場合ランク C ダミーの係数は 4 未満となり、統計的にも有意ではない。

表 6 においても、知事の関与姿勢は、47 都道府県の場合には 2-3 円程度の係数になるものの（（1）-（6）列）、4 県を除くと係数は多くの場合 1 未満となり、マイナスになっている場合もある（統計的には非有意）。つまり知事の関与姿勢は、4 県を除けば、特段上乗せ額を上げてはいない。

表 7 に、意図的な後ろ倒しを原因とした時給の減額(式(6)の $-\gamma_l(\alpha + \beta)$)を被説明変数とした推計の結果を示す。ここでも答申日の係数が-0.3 程度であるが、4 県を除いた場合には、この影響は 8 月 21 日以降の答申に限られており、8 月 21 日以降については答申日の影響は 1 日あたり-0.5 である（（10）-（12）列）。つまり、答申が 8 月下旬以降で遅いほど、「目安割れ」に近い状態になったことがわかる。またこの時給減額についても、知事の関与的姿勢がマイナスに働いたのは、もっぱら秋田と群馬の影響であり（それらの県を含めた場合には-5 円）、秋田・群馬を含む 4 県を除いた集計では係数は-3.5 程度に

なる（絶対値は小さい）¹⁰。ランクダミーや過去の上乗せ累計については、標準誤差が大きく係数も大きくはない。総じて、発効日を考慮した目安への上乗せについては、答申日の影響が大きく、知事の関与的姿勢については秋田と群馬の影響で目安割れが大きく生じた影響に限られている。

表 8 は目安を超えた引上げ額（マイナスならば目安割れ金額）の回帰分析結果である。答申日の影響は、ランクダミーや過去の上乗せ累計額などを含めた推計では、サンプルにかかわらず、-0.28 程度である。ここでは、8 月 21 日以降の答申の効果は限定的である。知事の関与的姿勢は、3 円から 4 円程度の目安割れにつながっていた。表 1 からわかるとおり、知事が関与的姿勢をもっていた場合、大幅な上乗せになった県もあるが、大幅な後ろ倒しになった県もある。大幅な上乗せは知事が関与的でない県でも行われており、そのため、後ろ倒しが目安割れにつながった。

以上をまとめると、2025 年に大きな分散が生じた発効日の後ろ倒しについては、答申日が遅めであった地方が長い後ろ倒しを行ったことがわかる。そして、答申が遅くなると後ろ倒しが長くなる影響は、8 月下旬以降の答申の場合に特に顕著であって、答申が 1 日遅れると 2 日程度、後ろ倒しが行われていた。知事の関与的姿勢は、後ろ倒しが顕著に長かった 2 県（秋田・群馬）で知事が関与的姿勢を示していたことから、後ろ倒し・目安割れにつながった。しかし、関与的な知事のもとで結果が両極端に分かれた 4 県を含めずに推計を行っても、知事の姿勢は発効日の後ろ倒しと目安割れにつながったという推計結果になった。意図的後ろ倒しがあっても、それが上乗せで補償されていれば目安割れになったとしてもその度合いは小さい（表 2）。ただし、知事が関与的姿勢を示した県では、後ろ倒しを補償する上乗せが行われた県は 3 県だけで、どちらかといえば、後ろ倒しが長く上乗せがそれを補償するほどの金額になっていない地域が多かった。知事は地域の低賃金労働市場の賃金が高くなることを意図して関与的な姿勢を示しているはずだが、発効日に大幅な自由度が認められた 2025 年度の審議においてはそれが発効日の遅れをもたらし、物価高の続くなか、低賃金労働者の賃上げにはつながらなかったかもしれない。

4. 知事が求める政策

朝日新聞のアンケートでは、知事が望ましいと考える政策について尋ねている。具体的には地域別最低賃金の引き上げに向けて、国・地方としてどのような施策が求められるかを複数回答可で尋ねている。回答の選択肢は、（1）中央の目安を超える引き上げに対する特別な補助金等、（2）中小企業向けの補助金の拡充、（3）法人税や社会保険料などの引き下げ、（4）価格転嫁の推進、（5）・その他（具体策などをご記入下さい）、から選ぶ形になっている。ここで、（1）から（4）に肯定的に返答した場合を 1、それ以外を 0 として、知事の関与的姿勢、最低賃金ランクダミーを説明変数とする、線形回帰モデルを推計した。結果は表 9 に示されている。

関与的姿勢を見せている知事が支持していたのは、目安を超える引上げに対する特別な

¹⁰ 列（7） - （12）で除く 4 県のうち、茨城と福井については意図的後ろ倒し日数がゼロであり、したがってここでの意味の時給減額は生じていない。そのため、47 都道府県と 43 都道府県で負の値の絶対値が小さくなったことは、もっぱら秋田・群馬の影響であると考えられる。実際、秋田・群馬のみを除いた 45 都道府県の推計でも、同様の傾向がみられた（45 都道府県の結果は本稿では報告していない）。

補助金と、法人税や社会保険料の引き下げ、であった。またランクダミーについては、ランク C の県の知事が、目安を超える引上げに対する特別な補助金と、中小企業向けの補助金の拡充を支持する傾向がみられた。一方で価格転嫁の推進については、多くの知事が支持しており、知事属性やランクダミーとは特段の関連はなかった。

5. 結論

本稿では、2025 年の地域別最低賃金の審議結果について、発効日と引き上げ額の関連を中心に、その実情を整理した。さらに、近年顕著にみられるようになった、都道府県知事による最低賃金審議への働きかけ・発言等が、審議結果とどのように関連していたかを 2025 年について検討した。

得られた主な結果は以下のとおりである。第 1 に、発効日の後ろ倒しは、答申日（地方審議会が引き上げ額や発効日について労働局長に答申する日）の遅いほど、長くなっていた。答申日が 1 日遅いと、意図的な後ろ倒し（法定で最短の発効日と比較から起算して発効日を後ろ倒している日数）が 1 日長くなっていた。これは答申日が 8 月下旬以降であると、1 日の答申の遅れに対して 2 日の後ろ倒しとなっていたことによっている。第 2 に、過年度でも生じていたことではあるが、答申日が遅いほど目安への上乗せ額も高くなっていた。答申日が 1 日遅いと、0.1-0.16 円上乗せ額が上がっていたが、これについても 8 月下旬以降の答申による影響であって、その時期については 1 日で 0.6 円程度の上乗せになっていた。第 3 に、知事の関与的姿勢は、発効日を遅くする傾向があった。知事が関与的な姿勢を示した県では、発効日を考慮すると 1 年間で評価すれば時給の上がり方が目安に届かない、「目安割れ」につながっていた。知事が関与的な姿勢を示していると、ランクダミーや答申日の影響を考慮したうえで、目安を超えての引き上げ額は 3 円から 4 円低くなっていた。知事の関与的姿勢は、2025 年 10 月から 2026 年 9 月にかけての 1 年間について発効日の遅れを考慮すると、最低賃金の引上げにはつながっておらず、むしろ目安に届かない傾向につながっていた。政治的な動きは金額を高くすることに眼が向きがちで、発効日が遅くなり賃上げが遅くなることに眼が向いていなかった可能性がある。

朝日新聞社による都道府県知事へのアンケートでは、知事が望ましいと考える政策について尋ねている。関与的姿勢を見せている知事が支持していたのは、目安を超える引上げに対する特別な補助金と、法人税や社会保険料の引き下げ、であった。価格転嫁の推進については、多くの知事が支持しており、知事属性やランクダミーとは特段の関連はなかった。

謝辞

本稿の作成にあたり、朝日新聞社からは同社が 2025 年 6 月に実施した「最低賃金に関する都道府県知事アンケート」の回答結果の研究利用の許諾をいただいた。また、朝日新聞のアンケートへの回答をこの研究に利用するために、47 都道府県の知事から許諾をいただいた。本研究にあたり、JSPS 科研費 JP22K01531 の助成を受けた。感謝申し上げたい。

引用文献

安部由起子(2025) 2023 年・2024 年の地域別最低賃金の審議について、北海道大学経済学

研究院 ディスカッション・ペーパーSeries B 217
<https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/repo/uscap/all/95814/DPB217.pdf>
朝日新聞デジタル (2025) 最低賃金の水準、知事の審議の関与への考え… 47 人の知事の
全回答 2025 年 7 月 5 日
https://digital.asahi.com/articles/AST742GV2T74ULFA00HM.html?iref=pc_ss_date_article
高知地方最低賃金審議会 (2025) 「令和 7 年度高知県最低賃金専門部会における公益委員見
解」
<https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/content/contents/002433186.pdf>
中央最低賃金審議会(2023) 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告
<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001086133.pdf>
中央最低賃金審議会 (2025) 「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見
解」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/001531870.pdf>
徳島地方最低賃金審議会 (2024) 令和 6 年度 第 5 回徳島地方最低賃金審議会議事録、2024
年 8 月 29 日
<https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/content/contents/002009337.pdf>
山梨県最低賃金専門部会 (2025) 令和 7 年度 第 3 回 山梨県最低賃金専門部会議事録
<https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/content/contents/002443223.pdf>
日本経済新聞(2025a) 茨城、最低賃金に毎年 5～7 円上乗せ 県と労使団体が共通目標
2025 年 6 月 25 日
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCC254SP0V20C25A6000000/>
日本経済新聞(2025b) 大井川・茨城知事、最低賃金審議会で陳述 「5～7 年で差額解消を」
2025 年 7 月 7 日
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCC071M20X00C25A7000000/>
日本経済新聞(2025c) 最低賃金 1500 円の功罪 政労使の連携で効果的な支援策を 2025 年
10 月 5 日 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCD1111A0R10C25A9000000/>
山梨県(2025) 知事記者会見 (令和 7 年 8 月 19 日火曜日)
<https://www.pref.yamanashi.jp/chiji/kaiken/0708/0819.html#h1>

付録

2025 年には発効日を地方審議会が柔軟に設定することが広範囲で行われた。これは過年度にはなかったことである。直接的にそれを促したのは、2025 年 8 月の中央最低賃金審議会公益委員見解であったと思われる。一方で、2025 年 8 月の公益委員見解は突然このことを指摘したわけではなく、それ以前からも発効日に関する議論は存在していた。ここでは 2025 年 8 月の公益委員見解に至るまでに発効日について議論された会議体の議事録の議論を整理し、さらに 2025 年の埼玉県専門部会で発効日について展開された議論を紹介する。埼玉県専門部会を取り上げる理由は、答申日が 8 月 8 日と早かった中であって、発効日の意図的後ろ倒しが行われており、かつ発効日を議論した部分についての詳細な議事録が公開されているからである。

2023 年 中央最低賃金審議会 目安制度の在り方に関する全員協議会報告
(令和 5 年 4 月 6 日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001086133.pdf>

pp. 6-7

(3) 発効日

改定後の地域別最低賃金額の発効日については、法令上特定の日付が定められているわけではないが、地方最低賃金審議会において、10 月 1 日など 10 月のできるだけ早い時期でなければならないと認識している場合も見受けられることに鑑み、改めて、発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第 14 条第 2 項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当である。

その上で、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、発効日については 10 月 1 日にこだわらず前倒しを含めて議論すべきであるという意見があった。一方、最近の最低賃金の引上げは影響率が高まっていることを踏まえ、最低賃金の引上げによる賃金改定に向けた準備のための時間を設けるために発効日に余裕を持たせ、後ろ倒しすべきという意見があった。

さらに、税・社会保障制度自体については中央最低賃金審議会において議論するものではないが、税・社会保障制度の正確な理解の普及が重要であるという意見があるとともに、最低賃金額が上昇したにもかかわらず、税・社会保障制度上のいわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われること、中には労働者の実質的な所得が向上しない事例も一部生じていることについて、公労使それぞれが重要な問題であるとの認識を示した。

発効日との関係では、特に使用者側委員からは、10 月から最低賃金額が改定され、年末の繁忙期に就業調整が行われて人手不足が生じている現状に鑑み、これを避けるためにも、例えば発効日を年明け以降に後ろ倒しすべきという意見があった。一方、労働者側委員からは、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われていることを理由に最低賃金の引上げが阻害されることはあってはならないこと、また、発効日については、労使ともに年末の繁忙期の働き方の計画を立てやすくするためにも、10 月 1 日より早く改定後の最低賃金額を発効させるべきとの意見があった。

また、地方最低賃金審議会ですでに十分に議論を尽くした上で準備期間を設けることができるよう、中央最低賃金審議会としても配慮することが必要である。

2024 年徳島地方審議会（発効日にかかわる発言を抽出）

令和 6 年度 第 5 階徳島県最低賃金専門部会議事録
(令和 6 年 8 月 29 日)

使用者側委員 (p.3)

(前略) 例えば発効日を 1 月 1 日にするとしますと、9 か月の違いということになってきますが、こういうのは一般の方には次の年まであまり考えることがないと思いますの

で、そうなると思った9か月といえはたった9か月という言い方もできていると思います。（以降略）

労働側委員（p.5）

（前略）1,000円になった場合には発効日のところの影響を鑑みて1月ということも考えていることだけは付け加えさせていただきたいと思います。（以降略）

部会長(p.8)

（前略）

続きまして、発効日について法定どおりとするか、あるいは別の日を指定するかの審議に移りたいと思います。

なお、最短の効力発生予定表の資料3のとおり、本日意見公示を行ないまして、異議審を9月19日の11時から予定どおり開催した場合の発効日は10月31日になります。これにつきまして、まず使側の委員のご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか？

使側委員

いつもタイトなスケジュールで事業所のほうは準備をしておる状況であります。今回大幅な上げというところが予想されますので、少しでも遅くというのが実情でありまして、11月1日が妥当ではないかと思えます。

労働側委員

特に11月1日で問題ないと思います。

2025年中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会

使用者側委員の発言

（発効日に関する発言内容に下線を付した。）

令和7年7月11日（金）13:17～14:19

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_62836.html

○土井委員

ありがとうございます。資料4の48ページの業務改善助成金について、質問をさせていただきたいのですが、質問自体は単純ですが、その背景を皆さんにも御承知おきいただきたいので、前置きが長くなることを御容赦ください。賃上げ支援策、特に、業務改善助成金の申請件数も年々増えており、多くの事業者に活用されているということだとは思いますが、ただ、一方で支援策があるからといって、最低賃金を上げて大丈夫だといったことではないとも思います。あくまでも先ほど鰐淵副大臣からお話があったように、最低賃金の審議にあたっては3要素に則った議論が必要不可欠だとは思いますが、一方、賃上げをしていく上でやはり生産性の向上は必要であり、こういった支援策の活用ということも重要だと思っています。

ただ、私ども商工会でどういう支援策を活用しているのかということでアンケートを取ると、我々が窓口になっている小規模事業者持続化補助金が一番多く、二番目に、「支援策を活用できていない」といった回答が、何回かアンケートを取ったのですが、どうしても出てきてしまいます。どうしてですかということをしていろいろ聞いてみると、特に最低賃金に限っていうと、活用したいと思ったのだけれども、次のような理由でなかなか活用できていないということが分かりました。例えば、想定以上の引上げだったので、なかなかそれに対応した検討ができなかったので活用できなかったであるとか、あるいは事前に計画を立てる必要があるため、決定日から発効日までの期間が短くて、使えなかったであるとか、引上げ幅も大きくて、最賃近傍以外の従業員の方にも影響があり、また、発効日の関係で、日付が月の途中であり、締め日との関係で、日割り計算などいろいろな事務をやらなければならない、設備投資までなかなか考えられなかったとか、いろいろ理由がありました。特に発効日については、最近の引上げ額は大きいので、なかなか対応するのが難しいという声が多く聞かれました。

令和7年7月22日（金）15:00～18:34
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_62839.html

○佐久間委員

中央最低賃金審議会の目安小委員会報告が示す引上げ額は、あくまで目安であります。地域の実態に基づき、各地方最低賃金審議会で目安を参考に議論し、地域別最低賃金を決定していくことを確認するとともに、目安審議で用いた統計資料については、各地方最低賃金審議会においても活用できるよう、都道府県別データの存在の有無について確認しながら議論を進めていきたいと考えます。また、地域別最低賃金の「発効日」は、法律によって10月1日に定められているものではなく、事業者側の相当な準備期間の必要性、年収の壁による就業調整等の様々な影響を考慮して、各地方最低賃金審議会が実態に即して柔軟に決定していくことが望ましいと思います。

○土井委員

さらに、最低賃金の引上げに伴い、年収の壁を意識した就業調整による労働時間の減少も、労働人口が少ない我々の地域にとっては非常に大きな問題で、何とか生産性を上げて賃上げの原資を稼ぎたいところなのですが、就業調整が大きな足かせになっています。そういう場合は支援策を使ってうまくやればいいという声もあると思いますが、前回も申し上げたとおり、アンケートを取ると、支援策を活用できていないという回答が2番目に多く出ています。特に、最低賃金の決定から発効日までが短くて、私たちの会員は、従業員規模が小さくて、労務担当者が少ないといった環境の企業が多く、最低賃金引上げによる給与体系の見直しや改定作業などに迫られ、その中で設備投資の計画までなかなか手が回らず、支援策が活用できていない所も多いと考えられますし、近年の引上げ幅が過去に比べて非常に大きいことを考えると、発効日だけが昔のままなのはおかしいという声もたくさん聞いております。

○新田委員

それでは、使用者側の最後に、経団連の新田から補足意見を申し上げたいと思います。既に多くの委員がいろいろ発言されていますので、重複する部分があるかと思いますが、その点は御容赦いただきたいと思います。

私からは、大きく2点申し上げます。1点目は、労側からも御意見がありましたし、使側の各委員からも御発言がありましたように、やはり根拠、データに基づいた審議を徹底するという点についてです。目安小委員会の審議は、最低賃金法に定められております決定の3要素に関する根拠、データに基づいて行うことが不可欠と考えております。特に目安額については、各地方の最低賃金審議会が議論の際に非常に大事なものとして参考にするものですので、当然、その内容等については合理的で、かつ納得性の高い根拠、ロジックが非常に重要であり、今回の重要なキーワードだと思っています。これをしっかりと示すことが地方最低賃金審議会目安小委員会の役割であるということを、この場におられます公益委員の先生方、労側の先生方、我々使用者側の共通認識としてしっかり持ちながら、審議していきたいと考えております。したがって、決していたずらに審議を長引かせるつもりは全くありませんが、例えば、「10月1日発効にするために、いついつまでに目安小委員会報告をまとめなければいけない」ということにとらわれることなく、しっかりと審議を尽くすことを最優先に掲げながら議論していきたいと考えます。

2点目は、柔軟な発効日の設定の必要性についてです。地域別最低賃金の引上げは、以前は数円単位、十数円という時代が長く続いてまいりました。そうした中、近年の目安の金額、あるいは実際の地賃での決定額を見ると、数十円単位ということで非常に変わってきております。こうした現状に鑑みれば、企業が引上げ原資を確保することに当たっては、これまで以上に準備期間が必要になるということを、この場でも是非共有していただきたいと思っています。

加えて、地域別最低賃金は法律で定められていて、強制力のあるものですから、これをしっかりと周知して実効性を高めていくことも、我々は非常に意識しながら審議していく必要があります。すなわち、周知期間の十分な確保も必要な観点ではないかと考えております。

また、我々は「有期雇用等」という言い方をしていますが、パートあるいはアルバイト等で働く方々を中心に、就業調整が行われているというのは周知の事実です。こうした中、ほとんどの地域で10月上旬に発効されている結果として、残念ながら年収の壁問題の根本的な解決策がなかなか示されない中であって、現場で何が起きているかという、就業調整を行うタイミングがどんどん早まっています。以前は12月だったものが11月になり、場合によっては10月ぐらいに就業調整が行われることが増えてきていると承知しています。

地方を回ったときに多くの中小企業の方々から言われたのは、近年の最低賃金の大幅な引上げによって、もともと人手不足で非常に悩んでいたのだけれども、それがより一層深刻化していて、肝心の年末に人がいないという悲鳴にも近いような声が聞かれるようになってまいりました。したがって、発効日の設定に向けて柔軟な対応を、中央からメッセージとして発信していくべきではないかと考えています。

令和7年7月24日（木）15:00～19:05

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_62841.html

藤村委員長

「8点目、地域別最低賃金の「発効日」は法律により10月1日に定められてはいない。また、近年の大幅引上げの中で、これまで以上に事業者側の相当な準備期間が必要。加えて、実効性確保の観点から、周知期間の十分な確保や「年収の壁」による就業調整による人手不足の一層の深刻化等の様々な影響も考慮すべき。以上を踏まえ、各地方最低賃金審議会が実態に即して発効日を柔軟に決定することが望ましい。」

令和7年8月4日（月）10:00～19:28

2025年8月4日 令和7年第7回目安に関する小委員会 議事録

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_62845.html

2025年中央最低賃金審議会 公益委員見解

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/001531870.pdf>

上記の議事録と公益委員見解に以下の文言がある。

「法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行なうよう要望する。」

2025年埼玉県専門部会

令和7年度第6回埼玉県最低賃金専門部会議事録

公益委員	小寺委員	鈴木委員	野崎委員	福田委員	結城委員
労働者委員	小畑委員	近藤委員	高橋委員	根岸委員	矢島委員
使用者委員	安藤委員	加藤委員	嶋田委員	廣澤委員	藤本委員

福田部会長、公益委員（p.2）

（前略）個別協議した内容を簡単にまとめさせていただくと、労側は額についていろいろな捉え方があったのですが、発効日については最低賃金の役割から考えても発効日は法定どおりでやりたいと特に強い主張がありました。（以降略）

小寺オブザーバー、公益委員（p.3）

結論から申し上げますと、目安額通り63円。発効日については法定発効日ではなく、ずらすべきであるというふうに考えております。発効日について、現時点では11月1日あたりが妥当ではないかと考えています。（中途略）

発効日につきまして、これまでは10月1日ということですからずっと続いてきたということで、埼玉ではそのようにされているということですが、近年の最賃の値上げ額を考えますと、令和4年の9月までは最低賃金が956円、その後31円アップ、41円アップ、

50 円アップということで現時点での 1078 円に至っております。

これにさらに目安額である 63 円を仮にプラスいたしますと、1141 円になりますが、これは先ほど申し上げた 956 円から 185 円のアップとなっております、なかなか最低賃金を支払って雇用している企業の経営体力の観点から考えますと、多少なりとも準備期間が必要なのではないかというふうに考えます。

以上のことから、金額は目安通り、発効日につきましては、多少の準備期間を考えて 11 月 1 日発効というのが私の意見です。（以降略）

結城オブザーバー、公益委員(p.5)

（前略）使用者の皆さんから提示された支払い能力のデータを鑑みますと、雇用している労働者の数が 5 人未満の事業者に関してはやはり厳しい経営状況にあることは十分理解できましたので、発効日に関しては柔軟に考えて、たとえば 1 月遅らせて 11 月 1 日として周知と準備する期間を設けてはどうか、というのが私の考えでございます。（以降略）

賃金室長(p.5)

野崎委員（公益委員）から最低賃金の引き上げについてご意見を頂戴したのでご紹介します。

引き上げ額 63 円、発効日については法定発効ということです。（以降略）

賃金室長(pp.6-7)

鈴木委員（公益委員）からいただいた書面をそのまま読み上げます。（中略）

2 つ目、改定日について。最低賃金の改定期間は例年より 1 ヶ月ほど遅い 2025 年 10 月 31 日の発効を提案したい。

その理由として 4 点挙げる。

1. 例年よりも中賃の目安額の議論が長引き、地方審議会による金額審議の時期が遅れたため。

2. 長らく全会一致が続いていた埼玉県において労使が金額の合意に至らない場合、双方の理解を得るまでに時間を要する可能性がある。

このことを踏まえ、改定準備の時間を確保する必要がある。

3. 他方で、中賃の目安額が多くメディアで報道されたことで労働者を最低賃金近傍で雇っている経営者は最低賃金のおおよその改定額と改定期間を認識しているため。

4. 今回の改定が大幅に遅れると、次の改定までの期間が短くなる可能性があり、当該経営者にとって不利益が生じる。

これらを考慮し今年度に限り発効日までの日数に猶予を持たせる必要があると考える。
以上

近藤委員、労働者委員（p.7）

発効日について準備期間を含め遅らせるという考えがいくつか示されていますが、これは例えば来年以降も同様に大幅な引上げだった場合はやはり 11 月 1 日以降の発効日にすべきというお考えなのかどうか、それとも何かしらの理由で今年だけ 1 ヶ月遅らせるという考えなのか、というところを少し明確にさせていただきたいと思います。

小寺オブザーバー、公益委員（p.8）

来年がどうなるかはなんとも言えないですが、弾力的に考えていいのではないかと思います。

近藤委員、労働者委員 (p.8)

来年も弾力的に考えるべき。

小寺オブザーバー、公益委員 (p.8)

中賃の報告書に、そのように書かれています。(中略) 弾力的でいいという方向性を中賃が示したので、そういう考え方を今私もしております。

結城オブザーバー、公益委員(p.8)

(前略) 私は今年度に限ったことであると考えております。理由は、今年度の最低賃金の目安の形成過程が、本来であれば使用者と労働者の交渉、それに対して公益委員が入った3者での協議できまるべきものだったのにもかかわらず、国の意向で歪められたと私は捉えておりまして、本来あるべきプロセスを必ずしも経ないで目安の提示時期が後ろ倒しになったという事情を考慮して、今年度は準備に時間が必要であると考えましたので、来年度以降の審議が正常化するのであれば、改めて発効日を検討する必要はないのではないかと考えております。

小寺オブザーバー、公益委員(p.8)

(前略) 今回の中賃の意見書では引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うように要望するというふうに括っているのですけれども、私はこれを見てそうだと思ったので、ここに記載されているような事情を考慮したのです。

以下、p.10

近藤委員、労働者委員

発効日のところ、やはり理解を深めたいと思うのですが、中賃が遅れたことからということですが、そもそも法定通りということにすれば、例えば遅れた分だけ発効も遅れますのである意味、例年通りの準備期間が取れるというのが法定通りという考えになるかと思うのですが、それよりも今11月1日という見解については、それをもう少し遅らせようという考えとなるかと思えます。

先ほどの説明の中だと月払いのところがあるからというようなお話もありましたが、その理由、さらに準備期間を広げている理由を説明いただけますか？

福田部会長、公益委員

一つは、長い間全会一致ということで、労使もかなりお互い納得の上でやってきたというところもあると思いますが、今回は採決ということになるので、理解していただくのに若干の時間はかかるかなということを考えました。

近藤委員、労働者委員

企業側ということでしょうか。

福田部会長、公益委員

企業側もそうでしょうし、全体として今年はそうしたんだということを受け止めていただくのに、一定の今までとは少し違うだろうと。

以下、p.10-p.11

小畑オブザーバー、労働者委員

オブザーバーですが、法定通りになると発行予定日がおそらく10月4日になろうかというところですが、これはやはり今11月1日までずらした理由のところ、今の公益委員の方のご説明だと、十分納得できるような材料になっていないのかなと思っております。

また、月払いのところも多いということですが、最低賃金が1日でも早く上がることによってその日から実際に賃金が上がっていくような形で給料計算をしているところも多いかと思うので、その部分がやはり今のところでは納得できていない状況です。

以下、p.11

福田部会長、公益委員

ご主張はよくわかりますけれども、ただ事実として例年より遅れていることは確かです。

小畑オブザーバー、労働者委員

なので、例年より遅れているようであれば近藤委員が発言したように例年よりも遅れた分だけずれるという。

福田部会長、公益委員

法定通りでやるという考え方ももちろんあり得ることはわかります。ただそれも全て含めて全体に適用するものですから、全体でできるだけスムーズ、円滑に新しい形でやっていただくためには若干の余裕はあって、しかるべきなのかなというふうに思います。

小畑オブザーバー、労働者委員

10月4日と11月1日のところは、若干とは思えない。

約1ヶ月というところかなと思っていますけれども、その辺の企業側の準備というところを具体的に教えていただけたらと思います。

小寺委員、公益委員

一言でいうと、資金準備だと思っています。それ以上は実態の話ということになります。

以下、p.12

近藤委員、労働者委員

資金の準備という話をされてしまうと、何を持って判断されたか、できれば我々一応データに基づいて審議をしている前提にしているものですから、資金準備が足りない判断されるデータはありますでしょうか。

今年、それが先ほど小畑委員からもありましたように、感覚的なものと翌年度以降の審議にも強く影響するかなという懸念がありますので、何か参照というのがあれば。

福田部会長、公益委員

基本的にとにかく例年より若干遅れたというのが大きなベースです。

大きく遅れたということと、埼玉の決め方がかなり変わったという結果でございます。
それが大きな理由だと思います。

近藤委員、労働者委員

申し訳ないのですが、遅れたことで、また埼玉の決議方法がこういった審議に変わるということになったことから、その周知のために実施期間を1ヶ月程度遅らせる1ヶ月というか、3週間程度遅らせる必要があるということですが、実際今他県の状況を見るにやはり法定通りというところも出ているところから、埼玉県では準備が必要というような考えがあるのかどうかというところを。

表1 10月1日に目安同額で発効した場合との比較

県名	答申遅れによる発効日遅れ日数	意図的な後ろ倒し日数	答申遅れによる減額	意図的な後ろ倒しによる減額	目安への上乗せ	目安に比較した上り幅
秋田	21	160	-4.603	-35.068	16.000	-23.671
群馬	23	128	-4.915	-27.353	15.000	-17.268
徳島	28	64	-5.063	-11.573	3.000	-13.636
山梨	24	37	-4.208	-6.488	1.000	-9.696
岡山	16	45	-2.849	-8.014	2.000	-8.863
京都	24	27	-4.208	-4.734	1.000	-7.942
三重	10	41	-1.753	-7.189	1.000	-7.942
福岡	16	30	-2.849	-5.342	2.000	-6.192
奈良	3	43	-0.534	-7.658	2.000	-6.192
埼玉	3	28	-0.518	-4.833	0.000	-5.351
静岡	31	0	-5.351	0.000	0.000	-5.351
高知	28	33	-5.447	-6.419	7.000	-4.866
沖縄	23	38	-4.474	-7.392	7.000	-4.866
福島	31	61	-6.625	-13.036	15.000	-4.660
山形	30	53	-6.329	-11.181	13.000	-4.510
広島	11	20	-1.959	-3.562	2.000	-3.521
和歌山	17	14	-3.027	-2.493	2.000	-3.521
大分	31	61	-6.879	-13.537	17.000	-3.416
愛知	17	0	-2.934	0.000	0.000	-2.934
熊本	31	61	-6.964	-13.704	18.000	-2.668
大阪	15	0	-2.589	0.000	0.000	-2.589
岐阜	17	0	-2.981	0.000	1.000	-1.981
宮崎	21	25	-4.085	-4.863	7.000	-1.948
山口	15	0	-2.630	0.000	1.000	-1.630
島根	11	36	-2.140	-7.003	8.000	-1.142
富山	11	0	-1.929	0.000	1.000	-0.929
滋賀	4	0	-0.690	0.000	0.000	-0.690
神奈川	3	0	-0.518	0.000	0.000	-0.518
長野	2	0	-0.345	0.000	0.000	-0.345
東京	2	0	-0.345	0.000	0.000	-0.345
佐賀	23	28	-4.663	-5.677	10.000	-0.340
香川	17	0	-3.074	0.000	3.000	-0.074
兵庫	3	0	-0.526	0.000	1.000	0.474
千葉	2	0	-0.351	0.000	1.000	0.649
長崎	29	32	-6.197	-6.838	14.000	0.964
栃木	0	0	0.000	0.000	1.000	1.000
愛媛	28	33	-5.907	-6.962	14.000	1.132
青森	25	26	-5.205	-5.414	12.000	1.381
北海道	3	0	-0.534	0.000	2.000	1.466
宮城	3	0	-0.534	0.000	2.000	1.466
岩手	25	36	-5.411	-7.792	15.000	1.797
新潟	1	0	-0.178	0.000	2.000	1.822
鹿児島	28	3	-5.600	-0.600	9.000	2.800
茨城	11	0	-2.079	0.000	6.000	3.921
福井	7	0	-1.323	0.000	6.000	4.677
石川	7	0	-1.342	0.000	7.000	5.658
鳥取	3	0	-0.600	0.000	9.000	8.400

データ出所：各地方審議会の答申文から筆者集計。

注：「答申の遅れによる減額」は、本文中で $-\gamma_R(\alpha+\beta)$ に対応し、「意図的な後ろ倒しによる減額」は本文中の $-\gamma_I(\alpha+\beta)$ に対応する。

表2

発効の遅れの補償に必要な上乗せ額と実際の上乗せ額

	答申の遅れの補償に必要な上乗せ額①	意図的な後ろ倒しの補償に必要な上乗せ額②	補償に必要な上乗せ額 (①+②)	実際の上乗せ額
北海道	0.522	0.000	0.522	2
青森	4.706	4.909	9.614	12
岩手	4.706	7.003	11.709	15
宮城	0.522	0.000	0.522	2
秋田	3.907	49.951	53.858	16
山形	5.731	10.872	16.603	13
福島	5.847	12.641	18.489	15
茨城	1.958	0.000	1.958	6
栃木	0.000	0.000	0.000	1
群馬	4.237	34.025	38.262	15
埼玉	0.522	5.234	5.757	0
千葉	0.347	0.000	0.347	1
東京	0.347	0.000	0.347	0
神奈川	0.522	0.000	0.522	0
新潟	0.173	0.000	0.173	2
富山	1.958	0.000	1.958	1
石川	1.232	0.000	1.232	7
福井	1.232	0.000	1.232	6
山梨	4.434	7.107	11.541	1
長野	0.347	0.000	0.347	0
岐阜	3.078	0.000	3.078	1
静岡	5.847	0.000	5.847	0
愛知	3.078	0.000	3.078	0
三重	1.775	7.972	9.747	1
滋賀	0.698	0.000	0.698	0
京都	4.434	5.033	9.467	1
大阪	2.700	0.000	2.700	0
兵庫	0.522	0.000	0.522	1
奈良	0.522	8.413	8.935	2
和歌山	3.078	2.513	5.590	2
鳥取	0.530	0.000	0.530	9
島根	1.958	6.894	8.851	8
岡山	2.888	8.859	11.748	2
広島	1.958	3.652	5.610	2
山口	2.700	0.000	2.700	1
徳島	5.234	13.395	18.630	3
香川	3.078	0.000	3.078	3
愛媛	5.234	6.262	11.496	14
高知	5.318	6.361	11.679	7
福岡	2.888	5.642	8.530	2
佐賀	4.304	5.318	9.622	10
長崎	5.524	6.150	11.674	14
熊本	5.940	12.842	18.782	18
大分	5.940	12.842	18.782	17
宮崎	3.907	4.706	8.613	7
鹿児島	5.318	0.530	5.848	9
沖縄	4.304	7.437	11.741	7

データ出所：各地方審議会の答申文から筆者集計。

注：「答申の遅れの補償に必要な上乗せ額」は、本文中で $\gamma_R \alpha / (1 - \gamma_R)$ に対応し、「意図的な後ろ倒しの補償に必要な上乗せ額」は本文中の $\gamma_I \alpha / (1 - \gamma_I)$ に対応する。

表3

記述統計量

回帰分析の説明変数

	ウエイト無し		適用労働者数でウエイト付け	
	平均	標準偏差	平均	標準偏差
答申日	19.702	9.510	15.473	8.841
知事の関与姿勢ダミー	0.234	0.428	0.139	0.350
ランクBダミー	0.596	0.496	0.437	0.501
ランクCダミー	0.277	0.452	0.104	0.309
2015年から2023年の上乗せ累計額	6.426	6.230	3.274	4.604
2024年上乗せ額	3.085	5.393	1.201	3.151

知事の求める政策（ウエイト無し）

	平均	標準偏差
上乗せへの支援	0.213	0.414
中小企業支援	0.553	0.503
法人税・社会保険料引き下げ	0.170	0.380
価格転嫁の推進	0.809	0.398

表4

答申日の回帰分析

	(1)	(2)	(3)	(4)
知事の関与姿勢	4.662	2.132	6.389	3.036
ダミー	(3.239)	(2.837)	(3.972)	(3.569)
ランクBダミー		5.987		6.156
		(3.614)		(3.762)
ランクCダミー		15.638***		15.827***
		(4.013)		(4.166)
定数項	18.611***	11.311**	18.611***	11.161**
	(1.567)	(3.314)	(1.603)	(3.419)
4県を除く	No	No	Yes	Yes
N	47	47	43	43
R-sq	0.044	0.333	0.059	0.342

注：ウエイト付けのない最小二乗法による推計。

括弧内は標準誤差。*は5%の有意水準、**は1%の有意水準、***は0.1%の有意水準。

「4県を除く」がYesである場合は、秋田・茨城・群馬・福井の4県以外の都道府県のサンプルによる推計。

出所：各都道府県労働局で公表されている情報、最低賃金決定要覧各年版、朝日新聞アンケートをもとに筆者集計。

表5

意図的後ろ倒し日数の回帰分析

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
答申日	1.371*** (0.338)	1.082* (0.417)	1.104* (0.438)	0.590 (0.548)	0.460 (0.563)	0.440 (0.572)	1.156*** (0.230)	0.907** (0.279)	0.849** (0.290)	0.468 (0.365)	0.363 (0.363)	0.365 (0.367)
答申日8月21日以降				2.175 (1.218)	2.221 (1.376)	2.555 (1.466)				1.917* (0.817)	1.981* (0.899)	1.929 (0.957)
知事の関与姿勢	28.668** (8.543)	27.419** (8.722)	27.703** (9.132)	28.030** (8.346)	28.142** (8.572)	29.508** (8.968)	20.467** (6.941)	20.690** (7.089)	19.076* (7.415)	18.336** (6.643)	20.466** (6.756)	20.156** (7.138)
ダミー												
ランクBダミー		8.231 (6.572)	7.903 (7.161)		7.529 (6.465)	7.668 (6.987)	8.572 (4.411)	6.535 (4.707)		7.738 (4.221)		6.289 (4.520)
ランクCダミー		13.215 (12.658)	9.251 (22.740)		3.480 (13.811)	0.082 (22.798)	10.785 (8.619)	-3.418 (15.087)		1.714 (9.187)		-10.636 (14.920)
2015年から2023年			0.424			0.441		1.014				1.011
上乗せ累計額			(1.545)			(1.508)		(1.007)				(0.967)
2024年上乗せ額			-0.424 (1.279)			-1.055 (1.299)		0.284 (0.849)				-0.206 (0.850)
定数項	-11.850 (5.951)	-12.185 (6.447)	-12.890 (6.869)	-3.802 (7.352)	-5.540 (7.549)	-5.943 (7.798)	-8.638* (4.038)	-9.552* (4.318)	-9.746* (4.577)	-1.543 (4.879)	-3.653 (4.909)	-4.655 (5.068)
4県を除く	No	No	No	No	No	No	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
N	47	47	47	47	47	47	43	43	43	43	43	43
R-sq	0.426	0.450	0.452	0.465	0.483	0.492	0.481	0.531	0.552	0.545	0.586	0.599

注：適用労働者数でウエイト付けした加重最小二乗法による推計

括弧内は標準誤差。*は5%の有意水準、**は1%の有意水準、***は0.1%の有意水準。

「4県を除く」がYesである場合は、秋田・茨城・群馬・福井の4県以外の都道府県のサンプルによる推計。

変数は本文に説明されている方法で作成した。

出所：各都道府県労働局で公表されている情報、最低賃金決定要覧各年版、朝日新聞アンケートをもとに筆者集計。

表6

上乗せ額（ β ）の回帰分析

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
答申日	0.327*** (0.058)	0.160** (0.058)	0.148* (0.056)	0.013 (0.076)	-0.018 (0.069)	-0.021 (0.065)	0.313*** (0.058)	0.131* (0.053)	0.107* (0.050)	-0.028 (0.070)	-0.051 (0.059)	-0.050 (0.053)
答申日8月21日以降				0.877*** (0.170)	0.636*** (0.169)	0.654*** (0.166)				0.950*** (0.157)	0.662*** (0.146)	0.627*** (0.137)
知事の関与姿勢	3.098* (1.461)	1.979 (1.206)	1.607 (1.177)	2.840* (1.161)	2.185* (1.054)	2.069* (1.015)	1.414 (1.736)	-0.455 (1.347)	-1.107 (1.273)	0.358 (1.273)	-0.531 (1.093)	-0.756 (1.025)
ダミー												
ランクBダミー	2.046* (0.908)	2.046* (0.908)	1.267 (0.923)	1.845* (0.795)	1.845* (0.795)	1.207 (0.791)	1.595 (0.838)	1.595 (0.838)	0.728 (0.808)	1.316 (0.683)	1.316 (0.683)	0.648 (0.649)
ランクCダミー	8.777*** (1.750)	8.777*** (1.750)	2.827 (2.931)	5.989** (1.698)	5.989** (1.698)	0.481 (2.581)	9.674*** (1.638)	9.674*** (1.638)	3.529 (2.589)	6.641*** (1.486)	6.641*** (1.486)	1.185 (2.143)
2015年から2023年			0.469* (0.199)			0.473** (0.171)			0.443* (0.173)			0.443** (0.139)
上乗せ累計額			-0.034 (0.165)			-0.195 (0.147)			0.104 (0.146)			-0.055 (0.122)
2024年上乗せ額												
定数項	-2.858** (1.018)	-1.920* (0.891)	-2.225* (0.886)	0.387 (1.023)	-0.017 (0.928)	-0.448 (0.883)	-2.637* (1.010)	-1.353 (0.820)	-1.465 (0.786)	0.880 (0.935)	0.619 (0.794)	0.188 (0.728)
4県を除く	No	No	No	No	No	No	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
N	47	47	47	47	47	47	43	43	43	43	43	43
R-sq	0.483	0.677	0.720	0.682	0.760	0.800	0.439	0.708	0.772	0.711	0.813	0.857

注：適用労働者数でウェイト付けした加重最小二乗法による推計

括弧内は標準誤差。*は5%の有意水準、**は1%の有意水準、***は0.1%の有意水準。

「4県を除く」がYesである場合は、秋田・茨城・群馬・福井の4県以外の都道府県のサンプルによる推計。

変数は本文に説明されている方法で作成した。

出所：各都道府県労働局で公表されている情報、最低賃金決定要覧各年版、朝日新聞アンケートをもとに筆者集計。

表7

意図的後ろ倒しによる時給減額

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
答申日	-0.291*** (0.071)	-0.225* (0.088)	-0.231* (0.092)	-0.106 (0.114)	-0.082 (0.118)	-0.077 (0.120)	-0.243*** (0.045)	-0.184** (0.055)	-0.172** (0.057)	-0.073 (0.069)	-0.055 (0.069)	-0.055 (0.070)
答申日8月21日以降				-0.515* (0.254)	-0.508 (0.289)	-0.590 (0.307)				-0.476** (0.154)	-0.472** (0.171)	-0.466* (0.181)
知事の関与姿勢	-5.758** (1.802)	-5.420** (1.840)	-5.503** (1.925)	-5.607** (1.744)	-5.585** (1.799)	-5.920** (1.875)	-3.646* (1.366)	-3.471* (1.394)	-3.128* (1.450)	-3.117* (1.252)	-3.418* (1.287)	-3.389* (1.353)
ダミー												
ランクBダミー	-1.548 (1.387)	-1.548 (1.387)	-1.470 (1.509)	-1.388 (1.357)	-1.388 (1.357)	-1.416 (1.461)	-1.515 (0.868)	-1.515 (0.868)	-1.068 (0.921)	-1.317 (0.804)	-1.317 (0.804)	-1.009 (0.857)
ランクCダミー	-3.185 (2.671)	-3.185 (2.671)	-2.186 (4.793)	-0.959 (2.898)	-0.959 (2.898)	-0.068 (4.768)	-2.766 (1.695)	-2.766 (1.695)	0.382 (2.951)	-0.605 (1.751)	-0.605 (1.751)	2.126 (2.828)
2015年から2023年			-0.109			-0.113			-0.226			-0.226
上乗せ累計額			(0.326)			(0.315)			(0.197)			(0.183)
2024年上乗せ額			0.116 (0.270)			0.262 (0.272)			-0.057 (0.166)			0.061 (0.161)
定数項	2.666* (1.256)	2.599 (1.360)	2.787 (1.448)	0.760 (1.536)	1.079 (1.584)	1.182 (1.631)	1.954* (0.795)	1.953* (0.849)	2.005* (0.895)	0.194 (0.920)	0.548 (0.936)	0.775 (0.961)
4県を除く	No	No	No	No	No	No	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
N	47	47	47	47	47	47	43	43	43	43	43	43
R-sq	0.418	0.443	0.446	0.468	0.482	0.494	0.494	0.544	0.569	0.593	0.622	0.637

注：適用労働者数でウェイト付けした加重最小二乗法による推計

括弧内は標準誤差。*は5%の有意水準、**は1%の有意水準、***は0.1%の有意水準。

「4県を除く」がYesである場合は、秋田・茨城・群馬・福井の4県以外の都道府県のサンプルによる推計。

変数は本文に説明されている方法で作成した。

出所：各都道府県労働局で公表されている情報、最低賃金決定要覧各年版、朝日新聞アンケートをもとに筆者集計。

表8

目安を超えた引上げ額（発効日を考慮して割引）の回帰分析

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
答申日	-0.183** (0.062)	-0.274*** (0.074)	-0.292*** (0.075)	-0.280** (0.103)	-0.287** (0.103)	-0.284** (0.101)	-0.149** (0.048)	-0.261*** (0.049)	-0.273*** (0.051)	-0.288*** (0.076)	-0.292*** (0.068)	-0.291*** (0.068)
答申日8月21日以降				0.270 (0.229)	0.046 (0.251)	-0.030 (0.260)				0.386* (0.170)	0.113 (0.168)	0.073 (0.176)
知事の関与姿勢 ダミー	-2.706 (1.571)	-3.408* (1.543)	-3.883* (1.559)	-2.786 (1.566)	-3.393* (1.564)	-3.904* (1.590)	-2.322 (1.436)	-3.890** (1.251)	-4.209** (1.293)	-2.752 (1.379)	-3.903** (1.260)	-4.168** (1.312)
ランクBダミー	0.443 (1.163)	0.443 (1.163)	-0.289 (1.223)	0.429 (1.179)	0.429 (1.179)	-0.286 (1.238)		0.017 (0.778)	-0.424 (0.821)		-0.030 (0.787)	-0.433 (0.831)
ランクCダミー	5.023* (2.240)	5.023* (2.240)	-0.149 (3.883)	4.821 (2.519)	4.821 (2.519)	-0.041 (4.041)		6.311*** (1.520)	3.151 (2.631)		5.793** (1.713)	2.877 (2.742)
2015年から2023年 上乘せ累計額			0.376 (0.264)			0.375 (0.267)			0.230 (0.176)			0.230 (0.178)
2024年上乘せ額			0.085 (0.218)			0.093 (0.230)			0.047 (0.148)			0.028 (0.156)
定数項	1.113 (1.095)	1.896 (1.141)	1.774 (1.173)	2.113 (1.379)	2.034 (1.377)	1.692 (1.382)	0.607 (0.835)	1.798* (0.762)	1.731* (0.798)	2.036 (1.013)	2.135* (0.916)	1.924* (0.931)
4県を除く	No	No	No	No	No	No	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
N	47	47	47	47	47	47	43	43	43	43	43	43
R-sq	0.235	0.322	0.371	0.259	0.323	0.371	0.253	0.509	0.542	0.340	0.515	0.544

注：適用労働者数でウェイト付けした加重最小二乗法による推計

括弧内は標準誤差。*は5%の有意水準、**は1%の有意水準、***は0.1%の有意水準。

「4県を除く」がYesである場合は、秋田・茨城・群馬・福井の4県以外の都道府県のサンプルによる推計。

変数は本文に説明されている方法で作成した。

出所：各都道府県労働局で公表されている情報、最低賃金決定要覧各年版、朝日新聞アンケートをもとに筆者集計。

表9

知事が望ましいと考える政策

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
		上乗せへ の支援	上乗せへ の支援	中小企業 支援	中小企業 支援	法人税・ 社会保険 料引き下 げ	法人税・ 社会保険 料引き下 げ	価格転嫁 の推進
知事の関与姿勢 ダミー	0.434** (0.129)	0.371** (0.127)	0.109 (0.174)	0.038 (0.171)	0.371** (0.120)	0.317* (0.120)	0.131 (0.137)	0.100 (0.142)
ランクBダミー		0.138 (0.162)		0.369 (0.218)		0.103 (0.153)		-0.085 (0.181)
ランクCダミー		0.381* (0.180)		0.594* (0.242)		0.316 (0.169)		0.068 (0.200)
定数項	0.111 (0.062)	-0.062 (0.148)	0.528*** (0.084)	0.160 (0.200)	0.083 (0.058)	-0.053 (0.140)	0.778*** (0.066)	0.817*** (0.166)
N	47	47	47	47	47	47	47	47
R-sq	0.202	0.295	0.009	0.131	0.175	0.254	0.020	0.048

注：最小二乗法による推計

括弧内は標準誤差。*は5%の有意水準、**は1%の有意水準、***は0.1%の有意水準。

変数は本文に説明されている方法で作成した。

出所：朝日新聞アンケートをもとに筆者集計。

表A1

意図的後ろ倒し日数の回帰分析（ウエイト無し）

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
答申日	1.595*** (0.425)	1.460** (0.518)	1.515** (0.556)	0.874 (0.868)	0.779 (0.900)	0.730 (0.918)	1.391*** (0.256)	1.361*** (0.311)	1.244*** (0.327)	0.449 (0.495)	0.370 (0.503)	0.368 (0.506)
答申日8月21日以降				1.515 (1.589)	1.583 (1.709)	1.958 (1.825)				1.998* (0.912)	2.333* (0.963)	2.218* (1.013)
知事の関与姿勢	24.943* (9.441)	24.714* (9.706)	26.376* (10.444)	25.494* (9.468)	25.691* (9.780)	28.596* (10.628)	10.658 (6.717)	11.644 (6.997)	10.178 (7.768)	10.090 (6.425)	12.053 (6.589)	12.570 (7.469)
ダミー												
ランクBダミー		6.942 (12.670)	6.508 (13.130)		7.500 (12.706)	7.535 (13.140)		6.359 (7.554)	4.294 (7.635)		6.933 (7.116)	5.459 (7.281)
ランクCダミー		9.211 (15.866)	2.007 (23.879)		6.467 (16.166)	-1.652 (24.077)		4.155 (9.473)	-7.148 (13.999)		-0.327 (9.109)	-11.815 (13.484)
2015年から2023年			0.635			0.700			0.844			0.921
上乗せ累計額			(1.443)			(1.442)			(0.845)			(0.804)
2024年上乗せ額			-0.464 (0.981)			-0.782 (1.023)			0.353 (0.600)			-0.012 (0.595)
定数項	-12.522 (9.081)	-16.482 (12.697)	-18.356 (13.429)	-4.270 (12.553)	-8.963 (15.088)	-9.997 (15.503)	-8.730 (5.444)	-13.158 (7.494)	-12.807 (7.822)	1.981 (7.141)	-2.049 (8.415)	-3.475 (8.574)
4県を除く	No	No	No	No	No	No	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
N	47	47	47	47	47	47	43	43	43	43	43	43
R-sq	0.375	0.380	0.385	0.388	0.393	0.403	0.490	0.501	0.532	0.546	0.569	0.588

注：ウエイト付けをしない最小二乗法による推計。括弧内は標準誤差。*は5%の有意水準、**は1%の有意水準、***は0.1%の有意水準。
「4県を除く」がYesである場合は、秋田・茨城・群馬・福井の4県以外の都道府県のサンプルによる推計。

変数は本文に説明されている方法で作成した。

出所：各都道府県労働局で公表されている情報、最低賃金決定要覧各年版、朝日新聞アンケートをもとに筆者集計。

表A2

上乗せ額の回帰分析（ウエイト無し）

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
答申日	0.388*** (0.067)	0.226** (0.069)	0.231** (0.066)	0.013 (0.123)	-0.022 (0.111)	-0.040 (0.096)	0.393*** (0.067)	0.225** (0.063)	0.207** (0.060)	-0.028 (0.113)	-0.052 (0.095)	-0.059 (0.082)
答申日8月21日以降				0.787** (0.225)	0.576** (0.210)	0.677** (0.191)				0.892*** (0.208)	0.652*** (0.182)	0.676*** (0.164)
知事の関与姿勢	1.883 (1.498)	1.210 (1.285)	1.960 (1.237)	2.169 (1.339)	1.566 (1.202)	2.728* (1.110)	-0.236 (1.754)	-1.449 (1.426)	-0.931 (1.435)	-0.490 (1.466)	-1.335 (1.246)	-0.202 (1.207)
ダミー												
ランクBダミー	2.067 (1.677)		1.384 (1.555)		2.270 (1.562)	1.739 (1.373)		1.341 (1.540)	0.674 (1.411)		1.501 (1.345)	1.029 (1.176)
ランクCダミー	7.775*** (2.100)		1.183 (2.829)		6.776** (1.987)	-0.082 (2.516)		7.897*** (1.931)	1.842 (2.587)		6.644*** (1.722)	0.420 (2.179)
2015年から2023年												
上乗せ累計額						0.570*** (0.151)			0.482** (0.156)			0.505*** (0.130)
2024年上乗せ額						-0.291** (0.107)			-0.051 (0.111)			-0.162 (0.096)
定数項	-2.630 (1.441)	-2.672 (1.680)	-3.680* (1.591)	1.660 (1.776)	0.065 (1.854)	-0.790 (1.620)	-2.728 (1.422)	-2.219 (1.527)	-2.820 (1.445)	2.057 (1.629)	0.886 (1.591)	0.023 (1.385)
4県を除く	No	No	No	No	No	No	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
N	47	47	47	47	47	47	43	43	43	43	43	43
R-sq	0.472	0.636	0.711	0.590	0.693	0.781	0.476	0.687	0.759	0.644	0.768	0.838

注：ウエイト付けをしない最小二乗法による推計。括弧内は標準誤差。*は5%の有意水準、**は1%の有意水準、***は0.1%の有意水準。
「4県を除く」がYesである場合は、秋田・茨城・群馬・福井の4県以外の都道府県のサンプルによる推計。

変数は本文に説明されている方法で作成した。

出所：各都道府県労働局で公表されている情報、最低賃金決定要覧各年版、朝日新聞アンケートをもとに筆者集計。

表A3

意図的後ろ倒しによる時給減額（ウエイト無し）

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
答申日	-0.343*** (0.091)	-0.302** (0.111)	-0.321* (0.119)	-0.166 (0.186)	-0.147 (0.193)	-0.134 (0.195)	-0.301*** (0.050)	-0.284*** (0.061)	-0.263*** (0.064)	-0.069 (0.094)	-0.055 (0.096)	-0.053 (0.096)
答申日8月21日以降				-0.372 (0.340)	-0.361 (0.366)	-0.468 (0.388)				-0.494** (0.173)	-0.539** (0.184)	-0.531** (0.193)
知事の関与姿勢												
ダミー	-5.126* (2.025)	-5.008* (2.080)	-5.508* (2.231)	-5.262* (2.025)	-5.231* (2.092)	-6.039* (2.262)	-1.677 (1.321)	-1.728 (1.381)	-1.554 (1.530)	-1.537 (1.218)	-1.822 (1.262)	-2.127 (1.422)
ランクBダミー	-1.297 (2.715)	-1.297 (2.715)	-1.221 (2.805)	-1.424 (2.719)	-1.467 (2.797)	-1.467 (2.797)	-1.032 (1.491)	-1.032 (1.491)	-0.619 (1.504)	-1.164 (1.362)	-1.164 (1.362)	-0.898 (1.386)
ランクCダミー	-2.350 (3.399)	-2.350 (3.399)	-0.562 (5.101)	-1.725 (3.459)	0.312 (5.124)	0.312 (5.124)	-1.217 (1.869)	-1.217 (1.869)	1.333 (2.757)	-0.181 (1.744)	-0.181 (1.744)	2.452 (2.567)
2015年から2023年 上乗せ累計額			-0.161 (0.308)		-0.177 (0.307)	-0.177 (0.307)			-0.194 (0.166)			-0.213 (0.153)
2024年上乗せ額			0.143 (0.210)		0.219 (0.218)	0.219 (0.218)			-0.051 (0.118)			0.037 (0.113)
定数項	2.958 (1.948)	3.555 (2.720)	4.101 (2.869)	0.934 (2.684)	1.843 (3.228)	2.104 (3.300)	2.191* (1.071)	2.798 (1.479)	2.813 (1.541)	-0.456 (1.354)	0.231 (1.611)	0.578 (1.632)
4県を除く	No	No	No	No	No	No	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
N	47	47	47	47	47	47	43	43	43	43	43	43
R-sq	0.368	0.376	0.384	0.385	0.390	0.406	0.522	0.529	0.560	0.605	0.617	0.638

注：ウエイト付けをしない最小二乗法による推計。括弧内は標準誤差。*は5%の有意水準、**は1%の有意水準、***は0.1%の有意水準。

「4県を除く」がYesである場合は、秋田・茨城・群馬・福井の4県以外の都道府県のサンプルによる推計。

変数は本文に説明されている方法で作成した。

出所：各都道府県労働局で公表されている情報、最低賃金決定要覧各年版、朝日新聞アンケートをもとに筆者集計。

表A4

目安を超えた引上げ額（発効日を考慮して割引）の回帰分析（ウエイト無し）

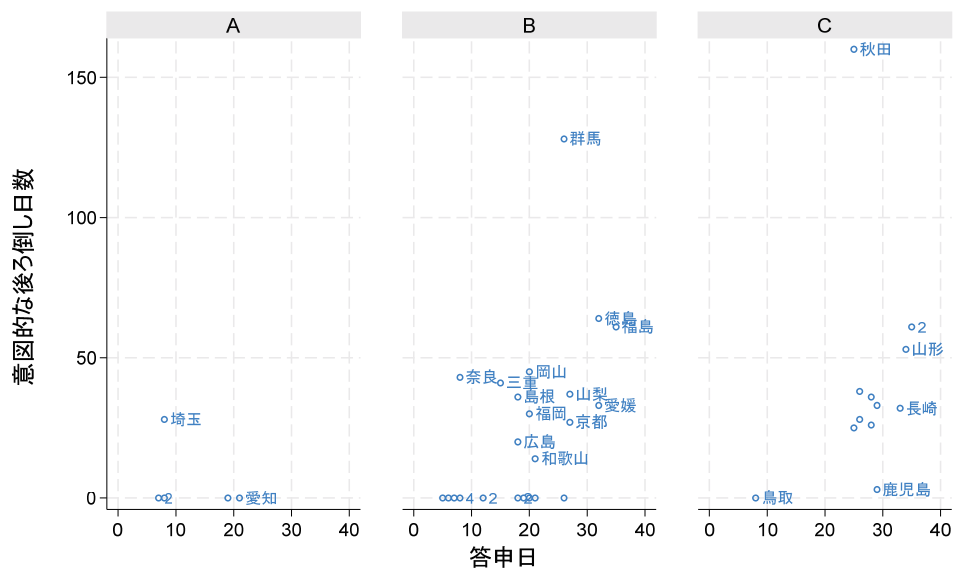
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
答申日	-0.181* (0.083)	-0.291** (0.097)	-0.308** (0.101)	-0.341 (0.170)	-0.356* (0.169)	-0.359* (0.169)	-0.134* (0.063)	-0.273*** (0.063)	-0.272*** (0.066)	-0.284* (0.127)	-0.294* (0.110)	-0.299** (0.108)
答申日8月21日以降				0.335 (0.311)	0.151 (0.322)	0.129 (0.336)				0.318 (0.234)	0.049 (0.210)	0.068 (0.217)
知事の関与姿勢 ダミー	-3.249 (1.851)	-3.747* (1.813)	-3.532 (1.898)	-3.127 (1.851)	-3.654 (1.840)	-3.386 (1.956)	-1.895 (1.661)	-3.054* (1.419)	-2.401 (1.563)	-1.986 (1.645)	-3.046* (1.438)	-2.328 (1.600)
ランクBダミー		0.789 (2.366)	0.152 (2.386)		0.842 (2.391)	0.220 (2.418)		0.340 (1.532)	0.059 (1.536)		0.352 (1.553)	0.095 (1.560)
ランクCダミー		4.978 (2.963)	0.061 (4.339)		4.716 (3.042)	-0.180 (4.431)		6.209** (1.921)	2.600 (2.816)		6.115** (1.987)	2.456 (2.889)
2015年から2023年 上乗せ累計額			0.393 (0.262)			0.397 (0.265)			0.295 (0.170)			0.297 (0.172)
2024年上乗せ額			-0.026 (0.178)			-0.047 (0.188)			-0.093 (0.121)			-0.105 (0.127)
定数項	1.739 (1.781)	2.177 (2.371)	1.741 (2.440)	3.566 (2.454)	2.895 (2.839)	2.292 (2.853)	0.852 (1.346)	1.846 (1.520)	1.279 (1.574)	2.557 (1.829)	2.079 (1.836)	1.566 (1.837)
4県を除く	No	No	No	No	No	No	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
N	47	47	47	47	47	47	43	43	43	43	43	43
R-sq	0.183	0.265	0.310	0.205	0.269	0.312	0.156	0.443	0.486	0.194	0.444	0.488

注：ウエイト付けをしない最小二乗法による推計。括弧内は標準誤差。*は5%の有意水準、**は1%の有意水準、***は0.1%の有意水準。
「4県を除く」がYesである場合は、秋田・茨城・群馬・福井の4県以外の都道府県のサンプルによる推計。

変数は本文に説明されている方法で作成した。

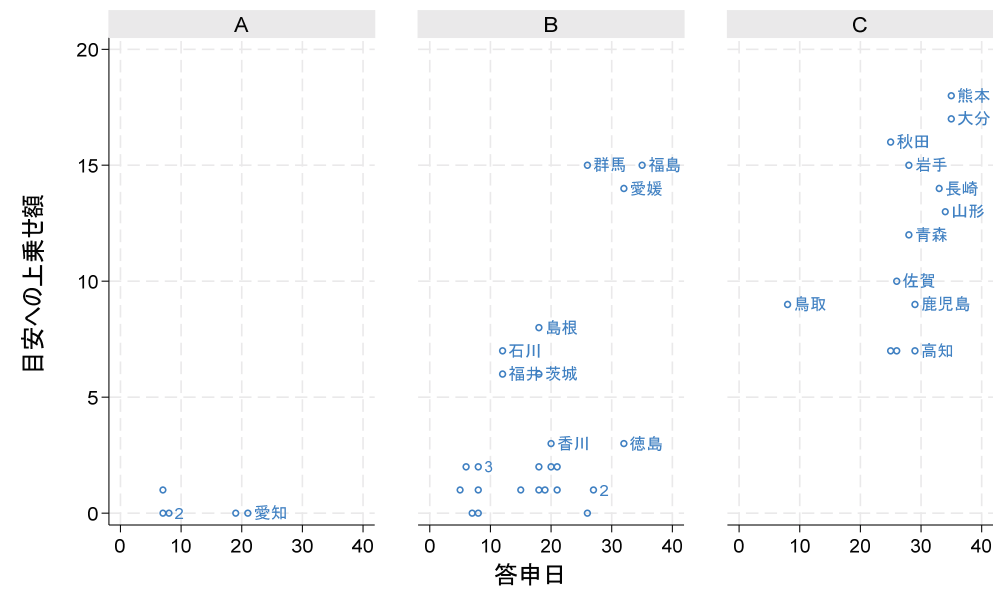
出所：各都道府県労働局で公表されている情報、最低賃金決定要覧各年版、朝日新聞アンケートをもとに筆者集計。

図1 意図的な後ろ倒し日数の分布



出所：2025年の最低賃金の審議結果に関する公表資料から筆者作成
注：同一の答申日に同一の後ろ倒し日数であった都道府県が複数の場合には、それに該当する都道府県の数の数字を、同一の答申日に同一の後ろ倒し日数が1都道府県であった場合にはその都道府県の名称を表示している。
ただし、図の上で県名を表示すると重なってしまうなどの場合には、県名の表示を省略している。

図2 上乗せ額の分布



出所：2025年の最低賃金の審議結果に関する公表資料から筆者作成
注：同一の答申日に同一の上乗せ額であった都道府県が複数の場合には、それに該当する都道府県の数の数字を、同一の答申日に同一の上乗せ額が1都道府県であった場合にはその都道府県の名称を表示している。
ただし、図の上で県名を表示すると重なってしまうなどの場合には、県名の表示を省略している。